

∖新婚世帯の新生活を後押し!/

令和7年度

川島町



結婚新生活支援事業

住居の取得費用・リフォーム費用・賃借料・引越費用の一部を補助します!

1.対象世帯

以下の要件すべてを満たしている場合に補助を受けることができます。

- ✓ 令和7年3月1日~令和8年3月31日の間に婚姻届を提出した
- ✓ 婚姻日の年齢が夫婦ともに39歳以下である
- ✓ 新生活を開始する住宅が町内にあり、申請日において夫婦のいずれもが当該住宅の住所に住民登録をしている
- ✓ 夫婦の合計所得が500万円未満である(年収約680万円相当)※貸与型奨学金の返済がある方は、その返済額を控除して算出
- ✓ 夫婦ともに納入義務を負う町税等に滞納がないこと
- ✓ 夫婦ともに暴力団の構成員でないこと
- √ 申請日より3年以上継続して川島町に居住する意思があること
- ✓ 生活保護法により住宅扶助を受けていないこと
- ✓ 夫婦ともに本補助金(類似する他市町村の補助金含む)を受けたことがないこと
- ✓ 他の公的制度による住宅補助を受けていないこと

2.対象経費

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に支払った次の費用が対象です。

1 住居の取得費 新たに取得した住居に対し支払った費用

② 住居の賃借料 新たに賃借した住居に対し支払った賃料・敷金・礼金・共益費・仲介手数料

③ 引越費用 婚姻を機に引越する際に要した費用のうち、引越業者または運送業者に支払った費用

3.補助額

▶住居費用と引越費用の合計金額(一世帯あたり)



f 29歳以下:f 60万円、f 39歳以下:f 30万円 $_{(ar{c}$ 婦いずれかの年齢の高い方)

4.申請方法

以下の書類を政策推進課 政策・財政グループへ提出してください。

1) 川島町結婚支援事業 補助金交付申請書 (様式第1号)

申請書
添付書類

住宅手当 支給証明書 (様式第2号)

アンケート

ご相談お問い合わせ

政策推進課 政策・財政グループ
№ 049-299-1752 (直通)
⋈ seisaku@town.kawajima.saitama.jp



